

第7期網走市総合計画（2028年～2037年）策定方針

網走市

1. 計画策定の趣旨

本市は昭和42年に総合計画を初策定以来、半世紀以上にわたり、時代の要請に応じたまちづくりの指針として、その実現に努めてきました。かつて総合計画は、国の制度に基づき一律の基準による基盤整備や経済成長を支える役割を担ってきましたが、現在は地域の個性や実情に応じた独自の取り組みが求められる時代へと変化しています。

現在、人口減少と少子高齢化は加速度を増し、地域経済の縮小や、医療機関、地域公共交通、インフラ、コミュニティーなどの維持は困難に直面しています。また、気候変動や海洋環境の変化は水産資源の変動や農作物の栽培適地の変化など、本市の基幹産業に深刻な影響を及ぼしているほか、地球規模での環境変化への対応など、課題が顕在化しています。

このような不透明な時代において、網走が将来にわたって発展し、次世代に豊かな郷土を引き継いでいくためには、市民・企業・団体・教育機関・行政が目指すべき将来像を共有し、一丸となってまちづくりに取り組む必要があります。

本計画は、激動する社会環境の中で、本市が進むべき方向性を定め、持続可能なまちづくりを総合的・計画的に推進するための新たな指針として策定するものです。

2. 総合計画の位置付け

平成29年3月に「網走市総合計画策定条例」を制定し、総合的かつ計画的な行政運営の指針及びまちづくりの長期的な展望を示すため、市の最上位計画として総合計画を策定することを位置付けました。

3. 計画策定にあたっての視点

●みんなでつくる計画

策定プロセスそのものを「対話の場」と位置づけます。ワークショップやデジタルツールの活用を通じて、幅広い世代の市民、企業、教育機関、団体、そして行政職員が知恵を出し合います。多様な視点を織り込むことで、協働の意識を高め、地域全体の力を結集した計画とします。

●わかりやすい計画

「市民との協働によるまちづくり」を深めるため、目指すべき将来像や優先すべき施策を、専門用語を避けた平易な言葉で伝えます。図解や数値を効果的に活用し、市民一人ひとりが「自分の暮らしにどう関わるか」を直感的にイメージできる、透明性の高い計画とします。

4. 計画の期間と構成

計画の期間は2028年から2037年までの10年間とし、基本構想と基本計画とします。

基本構想・・・まちづくりの基本的な考え方や目指すべき将来像、網走市の各分野全般を視野に入れた政策展開に関する基本的な考え方とします。

基本計画・・・基本構想で示した目標を達成するための、分野別の施策の方向を示し、個別計画や事務事業との関連を示すものとします。

新たな総合計画では、令和7年に策定した「網走市まち・ひと・しごと創生総合戦略」および「網走市人口ビジョン」の内容も勘案し、将来を展望した、めざす姿、施策の大綱、分野別施策の方針などを示します。具体的施策はそれぞれの個別計画、事務事業のなかで明らかにしていくものとします。

5. 策定の体制

(1) 庁内策定体制 事務局：企画調整課

組 織	構 成 員	役 割
ア. 総合計画策定会議 【設置根拠】 網走市総合計画策定会議設置規程 (H8.5.30)	市長、副市長、教育長、部長相当職にある者のうち、市長が指定するもの。	庁内の最高意思決定機関として、策定方針決定、基本構想案及び基本計画案を策定する。
イ. 策定会議部会	各分野の関係課長職	所管事務等の課題などの現状把握、今後の方向性の検討、各会議（審議会、WS等）における対応等

6. 庁外策定体制

組 織	構 成 員	役 割
ア. 網走市総合計画審議会 【設置根拠】 網走市附属機関条例 ・所掌事項：総合計画についての審議・意見具申 ・構成：学識経験者、民間諸団体の代表者、市民公募、その他市長が適当と認める者 ・定数：25人以内	20～25名程度 有識者、公共的・経済的団体代、公募市民	専門的、総合的な見地で計画案を審議し、市長へ答申する。
イ. 網走市総合計画協働会議（あばしり未来プロジェクト仮）の設置	30名程度 ・市民（指名）：15名 ⇒経済・福祉・健康・教育等に関わる市民で、10年後の網走市の中心的な担い手になる年代の市民 ・市民（公募）：10名 ・市職員：5名 ⇒20歳代～40歳未満の職員	協働のまちづくりを進める視点から、市民、市民活動団体、事業者、市職員などが同じ立場で議論し、意見交換を行うために設置する会議に対し、必要な事項を定める。 「市民と共有し、協働で取り組む計画」になることを目指す。
ウ. 中高生ワークショップ（あばしり未来プロジェクトジュニア仮）の設置	中高生20名程度	次世代を担う若者の柔軟なアイデアや率直な意見を取り入れる場を設け、計画に組み入れる

7. 市民の参画及び手法

手 法	目 的	概 要
ア. 網走市総合計画協働会議（あばしり未来プロジェクト仮）の設置	「6. 庁外策定の体制」参照	「6. 庁外策定の体制」参照
イ. 中高生ワークショップ（あばしり未来プロジェクトジュニア仮）の設置	「6. 庁外策定の体制」参照	「6. 庁外策定の体制」参照
ウ. アンケート調査の実施	網走市の施策に対する満足度、重要度などを調査分析し、計画案に反映する。	現総合計画における施策分野ごとの満足度、重要度及び基本的市民意識を調査。 市内在住18歳以上の市民から2,000名無作為抽出
エ. パブリック・コメントの実施	まちづくりの目標や方針案について、より多くの市民から意見を聴取し、基本構想案及び基本計画案に反映する。	基本構想及び基本計画の素案を公式サイトやコミセンなどで公表し、市民から広く意見を求める。
オ. その他	ここに示すほか、広く市民の意見を聴取する。	東京農大の学生との対話、地区別懇談会などを想定

8. 網走市総合計画策定スケジュール

年	月	庁内作業	□議会／○審議会 △協働会議	市民参加	策定スケジュール
R8	4	第1回策定会議の開催 第1回策定部会の開催			策定方針・アンケート内容の検討
	5				
	6			市民アンケートの実施	
	7	アンケート結果の集計・分析、報告書作成	審議会委員公募		アンケート結果報告書作成
	8		○審議会諮問 第1回審議会の開催		各課での評価、課題整理
	9		△協働会議の設置 第1回協働会議開催	中高生WS開催	
	10			中高生WS開催	
	11		△第2回協働会議開催		
	12		□議会(所管事務調査) 「策定方針」説明		基本構想案作成開始
	2		△第3回協働会議開催		基本計画案作成開始
3	第2回策定会議開催	△第4回協働会議開催		基本構想案提示	
R9	5		○第2回審議会開催 (基本構想案審議)		
	6		△第5回協働会議開催		
	7	第3回策定会議開催			基本計画案提示
	8		○第3回審議会開催 (基本計画案審議)	地区別懇談会 状況説明・意見聴取	
	11	第4回策定会議開催			
	12		□議会(所管事務調査) 構想・計画案説明 ○第4回審議会開催 (素案最終答申)		
	1		○(状況に応じて) 第5回審議会開催	パブリック・コメント実施(1カ月)	
	2				総合計画原案の確定
	3		□議会 総合計画の確定		総合計画の確定
4	第7期総合計画スタート				

【参考】網走市総合計画策定条例（平成29年3月16日網走市条例第5号）

(趣旨)

第1条 [この条例](#)は、まちづくりの基本的な指針である網走市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 [この条例](#)において、[次の各号](#)に掲げる用語の意義は、[当該各号](#)に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 本市の将来像とその具体化のための基本方向を明確に示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想の理念に基づき、基本施策の方向と体系を示すものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 市は、本市における総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第4条 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、[網走市附属機関条例\(平成12年条例第24号\)第1条](#)の規定により設置された網走市総合計画審議会に諮問しなければならない。

(議会の議決)

第5条 市長は、[前条](#)に規定する手続を経て、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

(基本計画の策定)

第6条 市長は、基本構想に基づき、基本計画を策定するものとする。

(総合計画との整合性の確保)

第7条 市長は、個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(総合計画の公表)

第8条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第9条 [この条例](#)に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

[この条例](#)は、平成29年4月1日から施行する。